

雇児発第0630010号
平成15年6月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

特定事業推進モデル事業の実施について

母子家庭等の福祉の向上については、かねてより特段の御高配を賜り厚く御礼申し上げる。

さて、雇用情勢が厳しい中、子育てと生計の担い手という二重の負担を負う母子家庭の母の自立を図るために、母子家庭の特殊性を考慮した就労支援システムの構築が重要となっている。

このため、母子家庭の就業機会を創出できる可能性の高い先駆的な事業を促進するために「特定事業推進モデル事業」を実施することとし、別紙「特定事業推進モデル事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

また、貴管内市町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

特定事業推進モデル事業実施要綱

1 目的

雇用情勢が依然として厳しい状況の中で、子育てと生計の担い手という二重の負担を負う母子家庭の母の自立を図るために、就業の促進が不可欠であり、母子家庭の特殊性を考慮した就労支援システムの構築が重要となっている。

このため、自治体が地域の実情に応じて、母子家庭の新たな就労の機会を創出するなど先駆的な事業をモデル的に実施し、課題の評価検討を行ったうえ、推奨すべき事例と認められる事業について、全国的な普及展開を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下、同じ。）とし、この事業の一部を母子福祉団体、NPO法人、民間団体等に委託することができるものとする。

3 事業の内容等

(1) 事業内容

- ア 母子家庭の母の就業機会を拡大する効果が期待できる事業であること。
- イ 実務に則した教育訓練を行うなど、本事業で培った実務経験を活かして具体的な就業に結びつくことを目指すものであること。
- ウ 本事業については、母子家庭の雇用に理解がある協力企業や行政機関等の発注側と母子家庭の母を仲介する機関を配置するなど、直接就業に結びつく環境を確保した上で実施することが望ましいこと。

(2) 対象者

- ア 対象者の募集にあたっては、母子福祉団体等の関係団体を活用するなど就労を希望している母子家庭の母に対し、十分な情報提供を行うとともに、説明会を開催することなどにより対象者を募集すること。
- イ 事業の実務に係る基本的事項の遂行が可能であると認められた母子家庭の母を対象とすること。
- ウ 事業実施にあたっては、業務の内容、収入、期間等について就労する母子家庭の母に対し十分説明を行い、理解を得ておくこと。
- エ 対象者には、無業者等自立に向けた支援が必要な者を優先するよう配慮すること。

(3) 評価分析

本事業について評価分析を行うため、事業の内容について見識のある者等からなる委員会を設置する。

当該委員会では、問題点等を抽出するなどの評価分析を行うとともに、事業の安定的運用、全国的な普及に向けた方策等を検討する。

4 留意事項

事業の実施にあたっては、対象者の安全に最大限配慮すること。

5 国の補助

国は、都道府県及び市町村が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

雇児発第0630009号

平成15年6月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子家庭自立支援給付金事業の実施について

近年の厳しい経済状況の中、母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開することとしている。その一環として、母子家庭の母の就業をより効果的に促進するため、母子家庭自立支援給付金事業を次により実施し、平成15年4月1日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、貴管内市（特別区含む。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

第1 事業の種類

- 1 自立支援教育訓練給付金事業
- 2 高等技能訓練促進費事業
- 3 常用雇用転換奨励金事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（別添1）
- 2 高等技能訓練促進費事業実施要綱（別添2）
- 3 常用雇用転換奨励金事業実施要綱（別添3）

自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

1 事業の目的

母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し充分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならぬ状況にある。そこで、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下、「都道府県等」という。）とする。

3 対象者

本事業の支給対象者は、母子家庭の母であつて、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。
- (2) 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。
- (3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

4 対象講座

本事業の対象講座は、次の講座とする

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- (2) （財）21世紀職業財団の再就職希望登録者支援事業の指定教育訓練講座
- (3) 別に定める就業に結びつく可能性の高い講座
- (4) その他、上記に準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて国に協議して対象とする講座

5 支給額等

自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、支給対象者が対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の40%に相当する額とする。但し、その40%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、8千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。

6 事前相談の実施

受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。

事前相談においては、当該母子家庭の母の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。

7 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続

(1) 受給要件の審査、対象講座の指定

訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙参考様式1「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」(以下、「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

(2) 都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。

(3) 都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該母子家庭の母に通知すること。

(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類

受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。

ア 当該母子家庭の母及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該母子家庭の母に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母が児童扶養手当受給者の場合)又は当該母子家庭の母の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額等についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書

(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限

訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

(6) 受給要件の審査方法

受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定すること。

(7) 受給要件の審査に係る留意事項

ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて

訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。

イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて

過去に雇用保険制度の教育訓練給付金を受給した者、(財)21世紀職業財団の実施する再就職希望登録者支援事業の指定教育訓練経費援助を利用した者、高等技能訓練促進費を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと認められる場合は、支給することとして差し支えない。

なお、本事業の対象講座の指定を現に受けている者及び過去1年間に訓練給付金の支給を受けた者については、(財)21世紀職業財団の実施する再就職希望登録者支援事業の指定教育訓練経費援助の対象とならないのでその旨受給希望者に情報提供すること。

ウ 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認すること。

(8) 対象講座について

対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこと。

また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

8 訓練給付金の支給等

(1) 支給申請

ア 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、都道府県等の長に対して、別紙参考様式3「自立支援教育訓練給付金支給申請書」(以下、「支給申請書」という。)を提出すること。

イ 都道府県等は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知すること。

(2) 支給申請の期限

支給申請は、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(3) 支給申請書の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

ア 当該母子家庭の母及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

- イ 当該母子家庭の母に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母が児童扶養手当受給者の場合）又は当該母子家庭の母の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額等についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書
- ウ 受講対象講座指定通知書
- エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書。
- オ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書。

9 周知・広報等

- (1) 都道府県等においては、必要に応じて、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母の就業を支援すること。
- (2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の証明を行う教育訓練施設の協力が不可欠であり、本事業について教育訓練施設が必要な情報については、積極的に提供すること。

10 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。